

洋上風力関連産業調査等業務委託仕様書

1 目的

県では、「ゼロエミッションみえ」プロジェクト推進方針に基づき、脱炭素化等をチャンスと捉えた産業振興の促進に取り組んでいる。

このうち、洋上風力発電は再生可能エネルギーの発電量が大きいことや、部品点数が多くサプライチェーンの裾野が広いことから、脱炭素と経済成長双方の観点で期待されている。

本業務は、本県における洋上風力発電の導入に向けた議論・検討を進めていくため、洋上風力関連産業により生み出される経済効果等の最大化に向けたサプライチェーン構築の調査・分析を行うとともに、再生可能エネルギーを活用した地域共生のあり方等について調査を行うものである。

2 業務名称

洋上風力関連産業調査等業務委託

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

4 業務概要

(1) 業務内容

ア 洋上風力発電に係るサプライチェーン構築に向けた調査・分析

以下の内容について調査・分析を行い、結果の取りまとめ等を行うこと。なお、調査については発注者と協議のうえ実施することとする。

a 洋上風力発電に係る事例収集・現状把握

- ・発電事業者やTier1企業が、県内企業に求めるニーズの把握
- ・他県や海外のサプライチェーン構築状況（陸上風力から洋上風力への参入に関する好事例や課題等があれば含めること）
- ・他県や海外の人材育成状況

b aで収集した事例や現状をふまえた、県内企業への聞き取り調査（O&Mや人材育成分野での参入が期待される企業を含めること）

イ 洋上風力発電の電力を活用した地域共生事例の調査

再生可能エネルギーを活用した地域共生の取組について、データセンターや大規模工場への送電、電力の地産地消、スマート漁業などの観点から国内外の先行事例を調査・収集し、三重県沖に適用する場合の課題を整理するとともに、参入が期待される企業の抽出を行うこと。

ウ 研究会に係る運営補助

県内企業の洋上風力関連産業への参入促進・サプライチェーンの構築等に係る検討を進めていくことを目的として、県で実施する研究会に係る運営補助を行うこと。

a 委員

エネルギー分野に関する学識経験者、洋上風力関連企業担当者等（発注者側において選定）

- b 開催回数
年3回を想定（開催時期は発注者と相談の上決定）
- c 開催場所
県内（発注者側において選定）
- d 資料作成
発注者の指示のもと、研究会で使用する資料を作成する。会議資料は、ア及びイで実施する調査・分析内容もふまえたものとする。
- e 議事とりまとめ
研究会終了後、協議内容をとりまとめた議事概要を作成する。
- f その他
運営補助に必要な消耗品等の費用は委託料に含めることとする。

エ その他、洋上風力発電に係る資料作成等

市町において洋上風力発電の導入判断を行う際に必要となる情報収集など、市町のニーズに応じた調査・資料作成を行うこと。

ウに記載の研究会は、ア及びイに記載の調査・分析内容もふまえながら実施することから、ア～ウの業務実施時期については、発注者と協議の上進めていくこととする。

(2) 委託業務実績報告書の提出

業務受託者は委託業務終了後、下記に留意のうえ、委託業務実績報告書を県に提出するものとする。

ア 提出方法

委託業務実績報告書の内容や体裁は次のとおりとし、紙（A4両面）1部と電子データ（WordまたはExcel）を提出するものとする。

- a 「ア 洋上風力発電に係るサプライチェーン構築に向けた調査・分析」及び、「イ 洋上風力発電の電力を活用した地域共生事例の調査」に係る報告書
- b 「ウ 研究会に係る運営補助」において作成した会議資料及び議事概要
- c 「エ その他、洋上風力発電に係る資料作成等」において実施した調査内容及び作成資料

イ 提出期限

履行期限である令和9年3月19日（金）までとする。

5 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

6 その他特記事項

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生

- じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
 - (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
 - (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
 - (5) 本業務により発生した成果物の著作権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。
 - (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
 - (7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

7 担当所属

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部 新産業振興課 成長産業・ライフイノベーション班

担当：柳本

電話：059-224-3113 電子メール：shinsang@pref.mie.lg.jp